

生徒心得

授業五大規律

- チャイム即授業開始
- 授業の開始は、起立・礼
- 座席は指定席
- 机上に授業に関係のないものは置かない
- 授業集中

I. 服装等

1. 制服

- (1) 指定されたものを着用し、校章を上衣の左襟につける。
- (2) 夏期(6月～9月)には上衣はニットシャツを着用する。
- (3) 冬期(12月～2月)には、防寒用としてオーバーコート、手袋などを通学時間着用してもよいが、華美なものを使用しない。
- (4) スカート丈は膝頭を基準とし、ズボンの裾は捲らないこと。
- (5) 制服を切るなど変形した場合、再購入しなければならない。
- (6) セーター、ベストは学校指定のもののみ着用を許可する。
- (7) ブレザーの下にパーカーなどを着用することや、スカートの下にジャージやスウェット等をはくことは禁止する。また、校内で帽子を着用することは禁止する。

2. 靴

- (1) 通学靴には運動靴・革靴を用いることが望ましい。なお、サンダル、クロックス、ブーツ等での通学は禁止する。
- (2) 校内ばきには、指定の上ばきを使用する。
- (3) 体育館シューズには指定のシューズを使用する。

3. 頭髮

端正髪型とし、清潔で技巧をこらしたり飾ったりしない。染色、脱色、パーマ等は認めない。

4. 化粧・装飾品

- (1) 化粧は禁止する。
- (2) ピアス(透明ピアスも含む)、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、指輪などのアクセサリー類やつけ爪、マニキュア、カラーコンタクト、サークルレンズ、つけ睫毛などは禁止する。

IV. 校内生活

1. 外出の場合

- (1) 始業時から放課後までの間の外出は認めない。
- (2) 外出の必要のある場合は、担任に届け出て外出許可証を受けて所持する。

2. 所持品

- (1) 所持品はすべて記名すること。
- (2) 貴重品や多額の金銭はできるだけ持参しない。
- (3) 校内で金品を紛失したり、拾得した場合はただちに生徒指導部に届け出る。
- (4) 携帯電話、音楽プレーヤーなどを授業中に使用することは禁止する。

3. 設備、備品

- (1) 公共物を大切にす。誤って破損した場合は、担任に届け出る。
- (2) 設備、備品を必要とする場合は担当者の許可を得る。

4. 掲示等

- (1) 掲示、印刷物の配布を行う場合は、生徒指導部に届け出て許可を得る。
- (2) 集会、カンパ、署名活動を行う場合は、生徒指導部に届け出て許可を得る。

5. 自習時間

自習は原則として教室で行う。

6. 早退

病気その他、やむを得ない理由で早退する場合は、担任に届け出て早退許可証を受けて下校する。

7. 事故防止

身体に異常を感じた場合、速やかに最寄りの先生に報告し、指示を受けること。

8. 校内食堂

- (1) 昼食は弁当を持参することが望ましい。
- (2) 校内食堂の利用時間は昼休みとする。
- (3) 食器類の持ち出しは禁止する。

9. 携帯電話等の情報通信端末の取り扱いについて

ここでの情報通信端末とは、フィーチャーフォン・スマートフォンなどの携帯電話や、タブレットPCなどの電子端末を意味する。

- (1) 情報通信端末の使用は、休憩時間と放課後のみとする。
- (2) 情報通信端末の撮影(録音)機能を使って他人を無断で撮影(録音)することを禁止する。
- (3) 撮影(録音)したデータを他者の権利を侵害するような形でネット上にアップロードすることを禁止する。
- (4) 布施北高校生として相応しくないような内容をSNSなどネット上にアップロードしていることが確認された場合は指導の対象となる。